平成２１年（フ）第２５号
北海道紋別市潮見町３丁目５番11号
債務者　後藤　要子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２１年（フ）第４６号
北海道留萌市千鳥町４丁目13番地　ハイツわかば１Ｆ　Ｂ
債務者　加賀めぐみ
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第４７号
北海道留萌市見晴町２丁目２番地
債務者　唐田　政人
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第４８号
北海道留萌市幸町３丁目25番地の２
債務者　中山　弘子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第１４２５号
宮城県塩竈市藤倉３丁目19番７―106号　藤倉マンション梵
債務者　千葉志津子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３７７号
群馬県安中市原市1391番地
債務者　水上　光雄
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３７８号
群馬県安中市原市1391番地
債務者　水上田鶴子（旧姓真杉）
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３９９号
群馬県高崎市飯塚町249―１　唐沢ビル305号室、住民票上の住所群馬県安中市中宿１丁目３番28号
債務者　山崎　　淳
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４０２号
群馬県藤岡市金井724番地
債務者　町田　朝子（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第５４２号
埼玉県川越市大字上寺山337番地５
債務者　清水みゆき
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５４６号
埼玉県坂戸市泉町２丁目３番地９　サンハイツ和泉106号室
債務者　松田　恵美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５５４号
埼玉県川越市大字山田359番地４、前住所埼玉県坂戸市溝端町９番地　９―507
債務者　久下　和子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５１３号
神奈川県厚木市下依知1131番地　インペリアル井上Ａ102
債務者　櫻田　勝彦
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５８７号
神奈川県厚木市森の里１丁目28番１―401号
債務者　大野　勝利
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５８８号
神奈川県厚木市森の里１丁目28番１―401号
債務者　大野　直美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６１７号
神奈川県小田原市飯泉809番地の１　サンハイムヒル201
債務者　木下　信也
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６２５号
神奈川県小田原市飯泉268―４、住民票上の住所神奈川県中郡大磯町国府本郷884番地１柳田テラス102号
債務者　佐々木勝人
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６２７号
神奈川県平塚市中原１丁目20番24号　中原盛ハイツ201号、旧住所神奈川県秦野市下大槻410番地２―11―306
債務者　淺倉　秀彦
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部